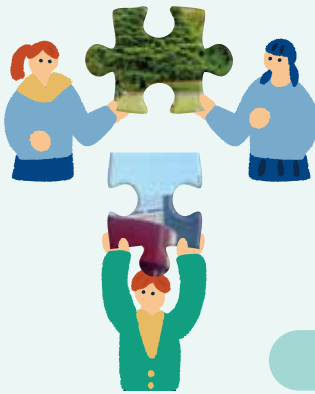


7月18日(金)をもって、粗大ごみ処理券・し尿処理券の取り扱いを終了します▽砂東食販(砂川町)▽ごみ対策課・内線6754

第5次長期総合計画に基づく 分野別個別計画を策定しました



市がめざす10年後のまちの姿である未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川～新風を吹き込み 美風を守る～」の実現に向け、第5次長期総合計画のもと、25の個別計画を策定しました。

策定にあたっては、市民の皆さんの意見を広く取り入れるため、各個別計画素案へのパブリックコメントを実施し、合同市民説明会(立川市分野別個別計画素案EXPO)を開催しました。

問企画政策課・内線2686



個別計画とは

個別計画は、第5次長期総合計画前期基本計画で示した各施策や基本事業を推進するために、施策分野別に、より具体的な取組内容等を定めたものです。

25の個別計画のくわしい内容は、市ホームページ(右2次元コードからアクセス可)のほか、市政情報コーナー(市役所3階)、各図書館等でご覧いただけます。



パブリックコメント結果

4月1日～21日の期間、第5次長期総合計画に基づく25の個別計画素案について、市民の皆さんからのご意見を募集しました。寄せられた意見は49人の方から124件でした。

お寄せいただいたご意見に関するくわしい内容は、市ホームページのほか、各担当課、市政情報コーナー(市役所3階)、窓口サービスセンター、女性総合センター、各連絡所、各地域学習館、各図書館等でご覧になれます。

教育委員会教育目標改定案のパブリックコメント結果

立川市教育委員会教育目標改定案に対するパブリックコメントを、4月1日～21日に行いました。寄せられたご意見は、1人の方から1件でした。

いただいたご意見と市の考え方をまとめたものは、8月12日(火)まで、市ホームページのほか、教育総務課(市役所2階63番窓口)、市政情報コーナー(市役所3階)、窓口サービスセンター、女性総合センター、各連絡所、各地域学習館、各図書館等でご覧になれます。

物価高騰対応重点支援給付金の申請は7月末までに

物価高騰対応重点支援給付金(3万円給付金・均等割のみ課税世帯給付金及びこども加算)の申請締め切りは、7月31日(木)「消印有効」です。対象となる可能性のある世帯には、すでに確認書を発送しました(非課税世帯には2月18日以降、均等割のみ課税世帯には5月27日以降発送)。確認書の提出が済んでいない方は内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で郵送してください。また、確認書の発送日前後に引越したなどで受け取れていない場合は下記コールセンターにご連絡ください。

給付金は、市が不備のない確認書または申請書を受理してから

らおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。なお、この給付金は3月18日から給付を開始しており、すでに受給している世帯が再度受け取ることができないものではありません。給付金について、くわしくは市ホームページをご覧ください。

物価高騰対応重点支援給付金コールセンター・内線2642

史跡玉川上水整備活用のための作業説明会

都水道局は、小平監視所(幸町6-36-4、玉川上水駅近く)から下流で、水路・法面の保全のため、植生管理作業などを行っています。立川市・小平市内でこれまでにを行った作業の報告と、今後の作業予定について説明します。直接会場へ。

時7月17日(木)午後7時～8時30分 小平市中央公民館1階視聴覚室(小平市小川町2-1325)

問都水道局経理部 03(5320)6388、市公園緑地課 緑化推進係・内線2264

マイナンバーカードを申請した方へ8月の交付窓口

交付窓口は事前予約制です。くわしくは市ホームページをご覧ください。

●対象 マイナンバーカードを申請し、交付通知書が届いた方

●受付日時 開庁日(月曜)金曜日(祝日を除く)、午前8時30分～午後4時30分

●臨時交付窓口 8月9日(土)・16日(土)・31日(日) 午前9時～11時

午後1時30分～4時

市ホームページが全国広報コンクールで入選

立川市ホームページが「令和7年全国広報コンクール」のウェブサイト(市部)部門で入選し[入選は全国で5自治体のみ]、6月6日に開催された全国広報広聴研究大会で表彰されました。市は、これからも各種広報媒体を通じて、市民の皆さんに分かりやすい情報発信に努めてまいります。



会場で表彰状を受け取った広報プロモーション課長

問広報プロモーション課広報広聴係・内線2744



スマホでも見やすいデザイン どのページからでも検索できる

国民年金保険料免除・納付猶予申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度の令和7年度(令和7年7月～令和8年6月)の申請



問戸籍住民課・内線1375

を7月から受け付けています。(申請月から2年1か月前までの未納月についても申請可)。免除制度は、保険料の支払いが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得に応じて保険料が免除されるものです。納付猶予制度は、50歳未満の方で、世帯主の所得は審査対象外となり本人と配偶者の所得が一定以下であれば保険料の納付が猶予されるものです。

離職した方には「特例免除」もあります。失業していることが確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等の写し)をご持参ください。問市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所 03(523)0352